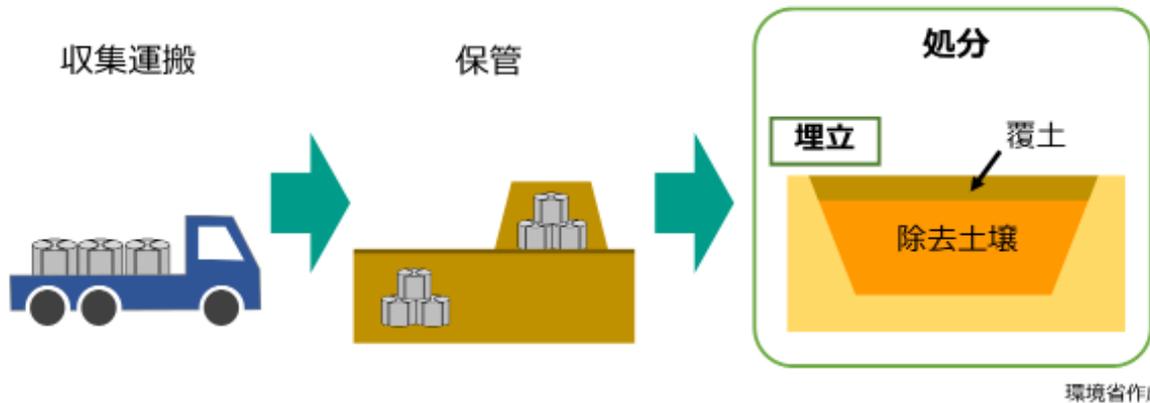


- 福島県外の除去土壌は、市町村等において、国が定めた保管方法等に基づき安全に保管されている。
- 市町村等がこれらの除去土壌の埋立処分を行うことを選択するには、国が定める処分方法に従って行うことが必要。
- そのため、処分方法について、有識者からなる「除去土壌の処分に関する検討チーム」を設置し、専門的見地からの議論を実施
- また、埋立処分の実証事業を茨城県東海村、栃木県那須町、宮城県丸森町において実施し、安全な埋立方法の有効性を確認。



福島県外の除去土壌は、市町村等（除染実施者）において、国が定めた保管方法等に基づき安全に保管されています。

市町村等が、適切に保管されているこれらの除去土壌を埋め立てて処分することを選択する場合には、国が定める処分方法に従って行う必要があります。

このため、環境省では、有識者による「除去土壌の処分に関する検討チーム」を2016年12月に設置し、処分方法の策定に向けて専門的見地から議論を進めてきました。また、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的として、茨城県東海村、栃木県那須町及び宮城県丸森町の3箇所で埋立処分の実証事業を実施し、安全な埋立方法の有効性を確認してきました。

実証事業の結果や検討チームにおける議論を踏まえ、埋立処分の基準を定める施行規則やガイドラインを策定し、2025年度以降の埋立処分に向けた取組を進めていきます。

本資料への収録日：2019年3月31日

改訂日：2025年3月31日